

株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2024 年 2 月 27 日

株式会社富山第一銀行

2024年2月27日

株式交付に係る事前開示事項

富山県富山市西町5番1号
株式会社富山第一銀行
代表取締役頭取 野村 充

株式会社富山第一銀行（頭取 野村 充）（以下「当行」といいます。）は、2024年2月26日付で作成した株式交付計画書（以下「本計画」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日、同日の午後2時にその効力が生じるものとし、当行を株式交付親会社とし、株式会社富山ファイナンス（以下「富山ファイナンス」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法第816条の2第1項、会社法施行規則第213条の2第1号）

当行は、本株式交付に際して譲り受ける富山ファイナンスの普通株式の数の下限を、22株と定めております。

当行は、富山ファイナンスの2024年2月26日付の登記情報から、富山ファイナンスの普通株式の同日現在における発行済株式総数が80株であること、当行を株式交付親会社とし、富山ファースト・リース株式会社（以下「富山ファースト・リース」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付が本株式交付よりも前に効力が発生するため、本株式交付に際しては富山ファースト・リースを当行の子会社と見做し、その議決権は合算されることですが、富山ファースト・リース及び富山ファースト・ディーシーは富山ファイナンスと相互に株式を保有する会社法308条で規定する議決権停止の状態であることから、富山ファースト・リースが保有する富山ファイナンスの株式22株及び富山ファースト・ディーシーが保有する富山ファイナンスの株式11株を除くと発行済株式総数は47株となること、富山ファイナンスは同日現在において種類株式の発行及び新株予約権の付与がなく、また、同日から効力発生日までの間に株式、新株予約権、新株予約権付社債その他富山ファイナンスの株式に転換可能な権利の発行又は付与を行う予定がないことを富山ファイナンスに確認いたしました。

当行は、同日現在において富山ファイナンスの株式を11株保有しており、本計画の下限の株式数であ

る 22 株を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、当行の議決権所有割合は 56.89% になります。なお、本株式交付にあたっては、総数譲渡し契約を締結し、富山ファースト・ディーシーから 11 株を、北日本放送株式会社から 11 株をそれぞれ譲り受ける予定です。

以上から、当行では本株式交付に際して譲り受ける富山ファイナンスの普通株式の数の下限を 22 株とする定めが、会社法第 774 条の 3 第 2 項に定める要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号)

別紙 2 のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 7 号に掲げる事項を定めたときは、同項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号)

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社についての次に掲げる事項 (会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号)

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 会社法第 816 条の 8 第 1 項の規定により株式交付について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付は、会社法第 816 条の 8 第 1 項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交付計画書の内容

次ページ以降をご参照ください。

別紙1 本株式交付計画書の内容

株式交付計画書

株式会社富山第一銀行（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社富山ファイナンス（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社富山ファイナンス

住所：富山県富山市新桜町2番地24

第2条（譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、22株とする。

第3条（株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式等及びそれらの割当て）

- 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、各譲渡人から給付を受けた乙の普通株式の合計数に25,142を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、給付を受けた乙の普通株式1株につき、甲の普通株式25,142株を割り当てる。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

甲は、本株式交付では資本金の額を増加せず、準備金の額については、会社計算規則第39条の2に従い、甲が別途定める。

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2024年3月25日とする。ただし、第6条に定める効力発生日を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第6条（本株式交付がその効力を生ずる日）

- 本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とし、その効力は同日の午後2時に発生するものとする。ただし、2024年4月1日を効力発生日とする甲を株式交付親会社、株式会社富山ファースト・リース（住所：富山県高岡市京田621番地）を株式交付子会社とする株式交付の効力が生じない場合には、本株式

交付もその効力が生じないものとする。

2. 前項にかかわらず本株式交付の手續の進行その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条（簡易株式交付）

1. 甲は、会社法第816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。
2. 前項ただし書の場合において、効力発生日までに、甲の株主総会の承認が得られなかったときは、本計画は、その効力を失う。

第8条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日までの間において、①天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または②本株式交付の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2024年2月26日

富山県富山市西町5番1号
株式会社富山第一銀行
代表取締役頭取 野村 充

別紙2 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）及び株式交付比率の算定根拠等

（1）本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当行は、富山ファイナンスの普通株式1株に対して、当行の普通株式25,142株を割当て交付いたします。なお、当行が本株式交付に際して、富山ファイナンスの株式に係る割当てとして交付する普通株式には、当行が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行いません。なお、当行が譲り受ける富山ファイナンスの普通株式の下限は、22株とします。

（2）株式交付比率の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当行は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当行及び富山ファイナンスから独立した第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社（以下「トラスティーズ・アドバイザー」といいます。）を選定し、2024年2月22日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。当行では、当行及び富山ファイナンスから独立した第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザーから提出を受けた富山ファイナンスの株式に係る株式交付比率の算定結果及び両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「（1）本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）」に記載の株式交付比率が、トラスティーズ・アドバイザーが算定した株式交付比率のレンジの範囲内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当行並びに富山ファイナンスの株主との間の協議により変更することがあります。

② 算定に関する事項

ア 算定機関との関係

トラスティーズ・アドバイザーは、当行及び富山ファイナンスの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

イ 算定の概要

トラスティーズ・アドバイザーは、当行については普通株式が東京証券取引所プライム市場（以下「プライム」といいます。）に上場しており、市場株価が存在し取引市場での流動性も高いことから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。富山ファイナンスについては非上場会社であること、解散や清算を前提としない継続企業であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映

するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当行の普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の、富山ファイナンスの普通株式 1 株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交付比率の算定結果
普通株式	24,360 ～ 27,134

市場株価法においては、2024 年 2 月 22 日を算定基準日として、当行のプライムにおける算定基準日の終値、直近 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の株価終値の単純平均値を基に、当行の株式価値を分析しております。

DCF 法においては、富山ファイナンスから提供を受けた 2023 年 12 月期を含む過去 5 期の実績値を基礎に算出した同社の経常的な収益力に基づき、富山ファイナンスが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、富山ファイナンスの株式価値を分析しております。将来フリー・キャッシュ・フローについては大幅な増減益を見込んでおらず永久成長率を 0 % としております。この結果をもとに当行の市場株価法を用いた評価結果との比較に基づく株式交付比率のレンジを、富山ファイナンスの普通株式 1 株に対して 24,360～27,134 として算定しております。

なお、トラスティーズ・アドバイザーは、上記株式交付比率の算定に際して、当行及び富山ファイナンスから提供を受けた情報及び資料が全て正確かつ完全なものであること、株式交付比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でトラスティーズ・アドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っておりません。また、当行及び富山ファイナンスの資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。トラスティーズ・アドバイザーの分析結果は、2024 年 2 月 22 日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

また、トラスティーズ・アドバイザーによる株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当行は本株式交付における株式交付比率が当行の普通株主にとって財務的又はその他の見地から妥当である旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

2. 株式交付に伴い増加する当行の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交付により増加する当行の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下の通りです。かかる取扱いは、法令及び当行の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- ① 資本金の額 金 0 円
- ② 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当行が別途定める額
- ③ 利益準備金の額 金 0 円

別紙3 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

決算報告書

第 7 0 期

自 2022 年 1 月 1 日

至 2022 年 12 月 31 日

株式会社 富山ファイナンス

富山市新桜町2番地24

貸借対照表

(2022年 12月31日 現在)

単位 : 円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	214,576,817	流動負債	8,931,312,792
普通預金	115,909,737	当座借越	7,300,000,000
貸付金	230,000	外貨建手形借入金	1,600,111,197
有価証券	0	1年以内返済長期借入金	-
前払費用	15,802,377	未払利息	3,088,639
未収収益	50,553,172	前受収益	1,020,084
仮払金	0	未払法人税等	26,410,500
未収入金	32,129,695	未払消費税	139,900
繰延税金資産	-	仮受金	-
貸倒引当金	△ 48,164	預り金	542,472
固定資産	17,806,191,070	固定負債	1,647,896,995
有形固定資産	166,366,797	長期借入金	0
建物	42,984,290	預り敷金	1,956,000
構築物	1	保証債務	-
器具備品	9,520,004	繰延税金負債	1,645,940,995
土地	113,862,502		
無形固定資産	436,150	負債の部合計	10,579,209,787
敷金	210,000		
電話加入権	226,150	株主資本	3,673,219,506
投資その他の資産	17,639,388,123	資本金	10,000,000
関係会社等株式	23,900,000	利益剰余金	3,663,219,506
投資有価証券	17,687,241,045	利益準備金	2,500,000
株式	7,266,690,849	その他利益剰余金	3,660,719,506
社債	4,241,020,000	別途積立金	1,850,000,000
転換社債	-	繰越利益剰余金	1,810,719,506
外国証券	2,069,617,853	評価・換算差額等	3,768,338,594
受益証券	3,495,878,702	その他有価証券評価差額金	3,768,338,594
出資金	614,033,641		
会員権	2,730,000	純資産の部合計	7,441,558,100
保証金	450,000		
繰延税金資産	5,366,990	負債、純資産の部合計	18,020,767,887
個別貸倒引当金	△ 80,299,912		
資産の部合計	18,020,767,887		

損益計算書
(2022年1月1日～2022年 12月31日)

単位 ; 円

科目	金額
営業損益の部	
営業収益	
金融収益	469,354,768
貸付金利息	438,172
受取利息配当金	455,777,981
有価証券売却益	12,376,455
有価証券運用益	762,160
不動産管理賃貸料	11,190,000
受入保証料	-
営業収益計	480,544,768
営業費用	
金融費用	178,640,425
支払利息	131,620,467
有価証券売却損	47,019,958
有価証券償還損	-
有価証券評価損	-
販売費及び一般管理費	77,442,778
営業費用計	256,083,203
営業利益	224,461,565
営業外損益の部	
営業外収益	2,038,499
雑収入	12,900
為替差益	-
貸倒引当金戻入益	2,025,599
償却債権取立益	-
営業外費用	1,664,248
雑損	338,707
為替差損	1,325,541
貸倒引当金繰入	-
經常利益	224,835,816
特別損益の部	
特別利益	0
固定資産除却益	-
貸倒引当金取崩益	-
特別損失	0
固定資産除却損	-
投資有価証券交換損	-
税引前当期純利益	224,835,816
法人税、住民税及び事業税	68,960,092
法人税等調整額	△ 2,241,268
当期純利益	158,116,992

販売費及び一般管理費
(2022年 1月1日～ 2022年 12月31日)

科目	金額	備考
給料手当	53,767,333	
業務委託費	1,431,492	
福利厚生費	5,774,270	
消耗品費	957,709	
賃借料	6,022,800	
保険料	198,980	
管理営繕費	250,182	
寄付金	200,000	
租税公課	2,211,284	
旅費	10,040	
交通費	589,657	
通信費	827,667	
水道光熱費	401,703	
支払手数料	679,919	
広告宣伝費	392,400	
交際費	536,828	
会議費	83,931	
諸会費	209,000	
減価償却費	2,514,216	
図書新聞費	213,317	
雑費	170,050	
合 計	77,442,778	

株主資本等変動計算書

事業年度 自 2022年1月1日 至 2022年12月31日

単位：円

	株 主 資 本									評価・換算差額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
		資本準備金	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他の利益剰余金		利益剰余金 合計				
						別途積立金	繰越利益剰余金					
2022年1月1日残高	10,000,000				2,500,000	1,850,000,000	1,654,602,514	3,507,102,514	3,517,102,514	4,121,426,459	4,121,426,459	7,638,528,973
事業年度中の変動額												
利益準備金の積立												
剰余金の配当							-2,000,000	-2,000,000	-2,000,000			-2,000,000
当期純利益							158,116,992	158,116,992	158,116,992			158,116,992
株主資本以外の事業年度中の変動額										-353,087,865	-353,087,865	-353,087,865
事業年度中の変動額合計							156,116,992	156,116,992	156,116,992	-353,087,865	-353,087,865	-196,970,873
2022年12月31日残高	10,000,000				2,500,000	1,850,000,000	1,810,719,506	3,663,219,506	3,673,219,506	3,768,338,594	3,768,338,594	7,441,558,100

個別注記表

自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法 (定額法)

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) は定額法) を
採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	50年
建物附属設備	15年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
倒産、経営破綻の事実が発生している債務者と同等の状況にあると認められる債務者
(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能
見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債
務者 (以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分
可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能
力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

「実質破綻先」・「破綻懸念先」以外の債権については、過去の一定期間における貸
倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

4. 収益の計上基準

営業貸付金利息の計上基準

営業貸付金利息は発生基準により計上しております。なお、営業貸付金に係る前受利
息は未経過日数分を前受収益に計上しております。

有価証券利息の計上基準

有価証券利息は (社債・外国債券) 発生基準により計上しております。なお有価証券
にかかる未収利息分は、既経過日数分を未収収益に計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当する資産及び債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

202,089,120円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権(普通預金)

111,340,662円

短期金銭債務

7,900,111,197円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

80 株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

— 株

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和 4年3月 3日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額

2,000,000円

②配当の原資

利益剰余金

③1株当たり配当額

25,000円

④基準日

令和 3年12月31日

⑤効力発生日

令和 4年 3月 4日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

令和 5年3月3日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額

10,000,000円

②配当の原資

利益剰余金

③1株当たり配当額

125,000円

④基準日

令和 4年12月31日

⑤効力発生日

令和 5年 3月 6日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	14,432 円
個別貸倒引当金 (投資損失分)	24,371,653 円
未払事業税	5,352,558 円
繰延税金資産 小計	29,738,643 円
評価性引当金	Δ24,371,653 円
繰延税金資産 合計	5,366,990 円

繰延税金負債

その他投資有価証券評価差額金	Δ1,645,940,995 円
繰延税金負債 合計	Δ1,645,940,995 円

(親会社との取引に関する注記)

親会社との関係

- (1) 当社の親会社は株式会社富山第一銀行で、同行は当社の株式11株 (出資比率13.75%) 保有しております。
- (2) 取引条件等
 - ①レート 一般市場金利にて決定
 - ②決定 融資申請により、親会社の融資基準に基き決定
 - ③残高 当座借越 6,300百万円 外貨建手形借入金 1,600百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	93,019,476円25銭
1株当たり純利益	1,976,462円40銭

(重要な後発事項)

該当ありません。